

令和5年度
第11回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和6年2月22日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和5年度第11回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和6年2月14日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和6年2月22日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和6年 2月22日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和6年 2月22日 13時34分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	竹田 憲治	○	11	中村 一彦	○
	2	田村 昭雄	○	12	竹田 和夫	○
	3	阿部 正光	○	13	工藤 嘉充	○
	4	菊田 健生	○	14	古川 美枝子	○
	5	熊澤 威人	○	15	向久保 勉	○
	6	小山田 和義	○	16	山本 範夫	▲
	7	國司 功	○	17	大森 直子	○
	8	松村 勝彦	○	18	三浦 美恵子	○
	9	吉田 晃	▲	19	立柳 優	○
10	高橋 栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 8番	松村勝彦	議席番号 10番	高橋栄光
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	田村春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	恩賀ひとみ		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号9番 吉田晃 委員、所用のため、議席番号16番 山本範夫 委員、通院のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和5年度第11回八幡平市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、8番 松村勝彦 委員、10番 高橋栄光 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第11回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。

第11回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、5項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和6年2月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和5年度第11回総会について

3 項目め。令和 5 年度八幡平市に対する意見の回答について

以上、3 項目の内容について、事務局から説明を行いました。改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より「3 項目め」の説明を行う事としております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、3 月 11 日午前 10 時 00 分に決定となりました。

2 項目め。令和 5 年度農地利用最適化推進検討会の開催について

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなり、本日の農業委員会議に引続き開催されるものです。

3 項目め。農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の取り組みについて

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなり、農業委員及び推進委員の皆様へ文書をお送りしたものです。

4 項目め。農業委員会に係る研修会等への対応について

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。

5 項目め。農業委員・推進委員改選の取り組みについて

1/25 に開催された第 10 回農業委員会議の決定により、再度協議を行ったものです。

内容について協議を行ったところ、12 ページと 13 ページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項で事務局より説明を行う事としております。

続きまして、5 情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等はありませんでした。

次に事務局から 1 件の情報提供を行い、3 件の事務連絡を行いました。

続いて立柳会長から 1 件の発言がありました。

その他の内容については、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 5 年度第 11 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 6 年 2 月 22 日 運営委員会 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第 11 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 15 ページをご覧ください。

令和6年1月25日から令和6年2月21日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧5番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧6番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は2月14日の水曜日でございます、10件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の4番委員菊田健生委員、農業委員の5番委員熊澤威人委員、推進委員の西根北地区の2番委員遠藤勇委員、推進委員の安代地区の1番委員羽澤良和委員の4名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と高橋主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和5年1月21日から令和6年2月18日までの間で、あっせんの申出は3件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は4件です。

申請番号1：荒木田第9地割138、田、177㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今ま

で譲渡人が賃貸借契約していた農業者が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号2：大更第46地割116、畑、99㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号3：荒木田第4地割8-3、畑、598㎡を含む3筆5,723㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人の母が水稻及び野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号4：松尾寄木第1地割1487、田、283㎡を含む2筆1,363㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請筆別明細は3ページのとおりです。併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号5番 熊澤威人 委員にお願いいたします。

5番（熊澤委員）

5番 熊澤威人です。

申請番号1番ですが、位置は、西根第一中学校から北へ約1.3kmの地点です。現況は、稲刈り後でした。

申請番号2番ですが、位置は、JR東大更駅から北東へ約1.5kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、寺田小学校から西へ約2km以内に点在しています。現況は、田は稲刈り後で、畑は保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、岩手山サービスエリアから西へ約300mの地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の5ページをお開きください。今月の申請は2件になります。

申請番号1：大更第22地割28-7、畑、272㎡。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。内容は、居宅、駐車場、庭・通路等が計画されております。

申請番号2：西根寺田第4地割82、田、465㎡を含む3筆1,354㎡です。転用の目的は、賃貸借権設定による資材置き場等が計画されており、2年8ヶ月の一時転用です。内容は、資材・残土置場、仮設道路、駐車場等が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号2番ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号5番 熊澤威人 委員にお願いいたします。

5番 (熊澤委員)

5番の熊澤威人です。

申請番号1番ですが、位置は西根中学校から南へ約700mの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は、申請者の実家も近く、学校や駅も徒歩圏内で子育てをする環境に適地と判

断し、選定したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は寺田小学校から北東へ約3kmの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請地は、工事現場までの移動時間などを考慮した結果、当該申請地が適地と判断し、選定したとのことでした。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをご覧ください。今月の申請は4件です。

関係資料2～3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：大更第7地割71、畑、1,159㎡を含む2筆7,622㎡です。現況は、木が生い茂り、

山林化しておりました。

申請番号2：野駄第11地割153-1、田、93㎡です。現況は、住宅が建築されており、宅地化しておりました。

申請番号3：松尾寄木第1地割105-1、畑、4,952㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号4：松尾寄木第1地割108-1、畑、2,627㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号5番 熊澤威人 委員にお願いします。

5番（熊澤委員）

5番の熊澤威人です。

申請番号1番ですが、位置はJR東大更駅から北西へ約400mの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は亡くなった父親の世代から不耕作で周りも山林に囲まれており平成15年頃から、放置していたとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は八幡平市役所から西へ約700mの地点です。現況は、宅地化しておりました。申請地は昭和51年頃、亡くなった父親が宅地との境界を確認せずに建築し、地目変更を行わず放置していたとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は岩手山S.Aから北西へ約500mの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は平成6年頃に、亡くなった母親から相続登記が完了したが市外へ転出し耕作できず、放置していたとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は岩手山S.Aから北西へ約500mの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、亡くなった父親の代は管理していたが、相続登記が完了後は、耕作できず、放置していたとのことでした。

今回申請の農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (恩賀主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の10ページをご覧ください。

今月の申請は、更新13件、新規42件の全55件です。更新は、賃貸借権設定8件、使用貸借権設定5件です。新規は、賃貸借権設定が25件で、そのうち中間管理機構を通した申請が18件、使用貸借権設定が10件で、すべてが中間管理機構を通した申請です。所有権移転は7件で、そのうち中間管理機構を通した申請が6件です。

まずは、更新の賃貸借権設定です。

申請番号1番～4番は西根南地区に係る申請です。

申請番号5番～7番は松尾地区に係る申請です。

申請番号8番は安代地区に係る申請です。

次に、更新の使用貸借権設定です。

申請番号9番は西根南地区に係る申請です。

申請番号10番～11番は松尾地区に係る申請です。

申請番号12番～13番は安代地区に係る申請です。

次に、新規の賃貸借権設定です。

申請番号14番～16番は西根南地区に係る申請です。

申請番号17番～19番は松尾地区に係る申請です。

申請番号20番は安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号21番は松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での賃貸借権設定です。

申請番号22番～29番は西根南地区に係る申請です。

申請番号30番～33番は松尾地区に係る申請です。

申請番号 34 番～39 番は安代地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号 40 番～41 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 42 番～43 番は西根北地区及び松尾地区に係る申請です。

申請番号 44 番～49 番は松尾地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号 50 番～51 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 52 番～55 番は安代地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の 20 ページ以降に記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号21番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号10番 高橋栄光 委員の退席を求めます。

（10番 高橋 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号21番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号21番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号21番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号10

番 高橋栄光 委員の着席を求めます。

(10 番 高橋 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号 21 番を除く議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号 21 番を除く議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の 30 ページをご覧ください。今月の案件は 2 件です。

申請番号 1 は、平成 30 年 10 月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用配分計画により貸し付けられた農地です。今回申請は、権利設定人の変更に伴う促進計画案の作成で、計画内容は、現行のと通りの再配分となります。要するに、耕作者が農事組合法人ひらかさから高橋秀美さんへ変わることに伴う計画案の作成です。

続きまして、申請番号 2 は、令和 4 年 2 月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用集積計画により貸し付けられた農地です。今回申請は、権利設定人の変更に伴う促進計画案の作成で、計画内容は、現行のと通りの再配分となります。要するに、耕作者が農事組合

法人中沢農産から農事組合法人サンロードに変わることによる計画案の作成です。

各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時34分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 5 年度第 11 回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年3月25日

会 長 _____

8番委員 _____

10番委員 _____

令和5年度

第11回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和6年2月22日（木）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第11回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会